

- 服装・頭髪に関する心得  
本校生徒として自覚と誇りを持ち、いたずらに流行を追うことなく、常に質素、清潔をこころがけること。
- 1 制服について  
制服は以下のAまたはBのいずれかを正しく着用する。
- A (1) 上着・スラックス(本校所定)、Yシャツを着用する。  
(2) Yシャツは、白無地のノーマルカラーとする。  
(3) 夏季(6月～9月)は、スラックス・Yシャツまたは白・紺のポロシャツ(本校所定)を着用する。ただし、夏季期間の前後1ヶ月は移行期間とする。  
(4) 靴下は色・柄が華美なものは避け、正装時は無地のものとする。
- B (1) 上着・スカート・リボン(本校所定)、ブラウスを着用する。  
(2) ブラウスは、白無地のカッターシャツとする。  
(3) 夏季(6月～9月)は、スカート・ブラウスまたは白・紺のポロシャツ(本校所定)を着用する。リボンは着用しなくてもよい。  
(4) 靴下は黒・紺の単色のハイソックスとし、正装は紺色のハイソックスとする。  
(5) 冬季はストッキングを着用してもよい。着用する際は黒無地のものとする。  
(6) スカートの丈は、膝の中心にかかることとする。
- \* A・B 共通事項  
(1) セーター・ベストを着用する場合は、本校所定のものとする。  
(2) 通学用靴については、華美な飾りのあるもの及び極端にかかとの高いものやブーツ・サンダル類は禁止とする。

## 2 頭髪について

- (1) 人為的に手を加え、頭髪の色を変容させることを禁止する。
- (2) カールやパーマ・エクステンション・極端な刈り上げ・刈り込み等を禁止とする。
- (3) 前髪は目にかからない程度とする。

## 3 その他

- (1) 化粧（眉のそり落とし、そり込み、つけまつげを含む）  
・マニキュア・ピアスなどの装飾品は禁止する。
- (2) コートを着用する場合は上着着用時のみとし、  
単色で華美でないものとする。

## ○ アルバイトについて

経済的な理由で学校生活の継続に重大な懸念がある場合、保護者はアルバイトの許可を願い出ることができる。その場合は、年次主任及び担任と面談を行い、学校所定の手続きをとること。

〔従事する際の注意事項〕

- (1) 危険を伴うもの、不健全娯楽場や高校生としふさわしくない職種は除く。
- (2) 時間は午後8時までとする。
- (3) 年度毎に届け出をすること。
- (4) 学校生活に支障をきたさないこと。
- (5) 従事する際は「アルバイト許可証」を携行すること。

次の項目に該当した場合、許可を取り消すことがある。

- (1) 単位修得に重大な懸念がある場合。
- (2) 特別指導を受けた場合。
- (3) 無断での遅刻や欠席が多い場合。
- (4) 学校生活において、違反指導を受けることが著しく多い場合。

○ 交通関係

(1) 自転車通学者は次の事項を遵守すること

- ア 必ず登録を済ませ交付されるステッカーを所定の箇所に貼付する。
- イ 校内の定められた場所（駐輪場）に駐車し鍵をかけ保管には十分配慮する。）
- ウ 交通ルールを守り、マナーの向上に努める。

(2) バイクの運転免許取得について

- ア 原動機付自転車免許取得に限る。  
自動二輪免許取得は禁止する。
- イ 保護者の承諾を得て、休業日を利用して取得する。
- ウ 免許取得後は速やかに学校へ登録を済ませる。
- エ 通学には使用しないこと。

(3) 自動車免許取得について

- ア 3年次の11月1日以降、所定の手続きを経た後、自動車学校への通学を許可する。
- イ 免許の取得は2月1日以降とし、取得後は速やかに学校へ登録を済ませる。
- ウ 取得後は卒業するまで運転をすることは禁止する。

○ 禁止事項

- (1) 校内での携帯電話の使用
- (2) 深夜徘徊及び無断外泊
- (3) 無断アルバイト
- (4) 不必要な娯楽品の持ち込み
- (5) 高校生にとって不適切な場所等への立ち入り
- (6) その他、高校生としてふさわしくない行為